

情報セキュリティポリシー

第 1 章 目 的

当社は、保有する情報資産が、当社および社会にとって経営における重要な人的資産、物的資産、金融資産と並ぶ重要な資産と位置づけ、常に様々な脅威にさらされていることを強く認識するとともに、お客様および社会との信頼関係を一層ゆるぎないものにするため個人情報をはじめとする機密性を有する情報資産の安全確保を徹底し、保護・管理しなければならない。この目的のために当社は「情報セキュリティポリシー」を定める。

第 2 章 情報資産の定義

情報資産とは、個々に有する顧客情報や経営情報、情報システムで保有する各種情報の他、情報システム開発・運用に必要なドキュメント類（仕様書、設計書、手順書）ならびに情報システムから出力される台帳や元帳等のアウトプット帳票類を言う。

第 3 章 情報セキュリティポリシーの対象と適用範囲

「情報セキュリティポリシー」の対象となる「情報資産」は、当社の営業活動において入手および知り得た情報、ならびに当社が業務上保有するすべての情報とし、取扱いおよび管理の適用範囲は当社の「役職員、パート、嘱託社員、派遣社員、関連会社役職員」および当社の情報資産を取扱う「業務委託請負会社社員」とする。

第 4 章 全役職員の参加と義務、教育と啓蒙

全役職員（第3章に記載する適用対象者）は、本情報セキュリティポリシーの主旨を十分に理解すると同時に、当社の安全対策の実施に、積極的に参加する義務を負う。また、情報システム統括管理者（別途、情報セキュリティスタンダードにて規定）は、全役職員が情報セキュリティに対して理解を深めるべく、教育および啓蒙活動を定期的実施する。

第 5 章 情報セキュリティスタンダードの策定

当社は、情報セキュリティポリシーに基づいた情報セキュリティスタンダードを策定し遵守する。